

# 中国1954年憲法の制定過程と歴史的 성격の再吟味

うめ むら すぐる  
梅 村 卓

はじめに

- I 憲法制定作業前期—— 1952年12月24日から53年9月まで
  - II 中共指導部の現状認識と政策重点の転換
  - III 憲法制定作業後期—— 1953年10月から54年9月まで
- むすびにかえて——制憲作業前期から後期への転換とその歴史的な位置づけ

## はじめに

本稿の目的は新中国初の憲法、いわゆる1954年憲法（以下、54年憲法とする）の制定過程を中国の政治的変動、特に社会主義改造路線の選択と関連させて再吟味することにある。これまで54年憲法は主に法学分野から研究がなされてきた。そのため54年憲法に対する分析は法学的解釈に偏り、当時の中国が如何なる現実に直面し、それが如何なる過程を経て憲法へと反映されたのかという歴史的視点に欠けている。建国初期中国についての研究は、経済史や国際関係史の分野で豊かな蓄積を残してきているが<sup>(注1)</sup>、管見の限り憲法という視点を軸に、中国現代史上ひとつの画期をなす1952年から54年の社会主義的転換を考察した専論は出ていない。本稿は政治史的視点から54年憲法の制定過程を捉え直そうとするものであり、あわせてその一背景として社会主義への移行過程に従来とは異なるス

ットをあてようとするものである。

ところで、現代史研究において従来54年憲法に関心をもたれてきたかといえば、必ずしもそうとはいえない。その理由のひとつは、人治国家といわれる中国において憲法が軽視されてきたことにある。いわゆる文革を頂点とする過酷な政治の中で、憲法は人民の権利をなんら保障することはなかった。毛沢東をはじめとする中共幹部自身の中でも、おそらく憲法遵守の必要性を認識していた人間は極めて少数であった。胡錦光・韓大元両氏の研究では、「一九五七年以降、憲法の権威と効力は次第に希薄になってゆき、以後の政治活動においては憲法は実質的に棄てられた」[胡・韓 1996, 3] とされる。同様の認識により、法学分野以外で憲法に焦点をあてた研究は皆無といってよい状態である。本稿があえて54年憲法を分析の対象とするのは、その制定過程に中国のいわゆる新民主主義から社会主義への移行の様相がダイレクトに反映されていると考えるからにはほかならない。

先行研究では、54年憲法は社会主義憲法であることが自明のこととされてきた。社会主義への移行過程の解明という歴史的課題を背景に、従来共同綱領と54年憲法については少なからぬ研究がなされてきた。しかし第一義的に政権や社会の階級的性質などに対して焦点が当てられ、

憲法はその生産力的下部構造を反映したものと見なされてきた。ゆえに当時政権や社会が社会主義に移行しつつあったという認識を大きな前提として、同時期に制定が進められていた憲法も自明的に社会主義憲法と位置づけられてきたのである<sup>(注2)</sup>。例えば胡・韓(1996, 2)は、1949年から52年までは経済を回復し民主革命を完成させた段階として、「共同綱領を制定して以後、中央は機が熟せば正式な憲法を制定しようと考えていた。しかし一九五三年以前は、経済の回復と政権の強化に忙殺されていたため、社会主義憲法を制定する条件は整っていなかった」とする。つまり三反五反運動をはじめとする諸運動、および経済の回復が1952年末の段階で達成され、それが中央に暫定憲法にあたる共同綱領に替わり正式な憲法を制定する必要条件を与えたと説明されている。董(1984, 26)も「わが国はすでに国民経済の復興仕事を完成し、社会主義建設および社会主義改造を開始した。これらの変化によって、わが国が憲法を制定する条件がすでに成熟した」と同様の解釈を行っている。

また、中国の代表的な憲法学者であり、54年憲法の制定過程に末端レベルで参加した経歴をもつ許崇徳氏は以下のように述べている。共同綱領第14条は「およそ軍事行動がすでに終わり、土地改革がすでに徹底的に実現し、各界人民がすでに十分に組織されれば、普通選挙を執行し、人民代表大会を開催する」と規定しているが、「建国以来、党と中央人民政府は前後して大陸の全面統一を完成し、軍事行動を完了し、土地制度改革を完成し、広範に深層に及ぶ反革命鎮圧運動と各種の民主改革運動を進め、国民経済を回復し、1953年の初めから経済建設の第一次

五カ年計画を開始」し、それらの「共同綱領が充分に実施された事実は、普通選挙を執行し、人民代表大会を開催し、憲法を制定する条件がすでに完全に成熟したことを表して」おり、「中共中央は時期がすでに成熟し、適当に全国の普通選挙を執行し、この基礎の上に全国人民代表大会を開催し、憲法を制定して、中国は全面的に社会主義を建設する新时期に入るべきだと認識した」[許 2003, 166-167]としている<sup>(注3)</sup>。

これら先行研究は毛沢東が1952年9月にいわゆる過渡期の総路線に言及したとする説<sup>(注4)</sup>を根拠とし、中共が総路線をスタートさせたメルクマールとしてきた。それにより1952年末に制定が提起された54年憲法は、中共が主体的、内発的に社会主義憲法を望んだ結果として叙述され、社会主義憲法であることが自明のことと理解されてきた。仮に54年憲法を社会主義憲法としてのみ見るのであれば、この時点で中国は当然社会主義への転換を始めていただけでなく、後に盛り込まれるような中央集権的、社会主義的な規定や、来るべき社会主義社会に対する明確なビジョンをもっていたことになる。

しかし本稿で後述するように、1952年12月に憲法制定が提起される直前、スターリンは訪ソした劉少奇に憲法を制定するよう迫っており、また制定が提起された段階における憲法構想は、後の54年憲法のそれとはかけ離れたものであり、むしろ共同綱領の部分的修正であった。許崇徳氏らは社会主義憲法であることを自明とするあまり、上記のような事実を見逃しているのではないか。そもそも「憲法を制定する条件が成熟した」とする論理は、毛沢東や周恩来など当時の指導者が憲法制定の必要性を説くために付与した後付けの理由であり、制定が提起される以

前の史料を詳細に検討してみれば、1952年末の段階で社会主義改造路線の進捗により憲法制定が要請されたとは到底考えられない。54年憲法をより客観的に捉えるには、対象を憲法に限るのではなく、当時の国内、国際的な政治情勢に視野を広げ、指導者の言動を批判的に検討し、ひとつひとつの制定過程の意味するところを吟味する必要があるのである。

従来の研究では、54年憲法が終始社会主義憲法として制定されたものと考えられてきたため、制定の提起時から草案作成、第1回全国人民代表大会（以下、全人代）で批准されるまで<sup>(注5)</sup>が、社会主義憲法制定の一貫した過程とみられてきた。しかし本稿では54年憲法の制定過程を、憲法構想に基づき前後期に区分した。そのうえで(1) 54年憲法の当初の提起が外的要因によること、(2) 多くの党外人士や中共幹部が共同で制定にあたった前期の在り方から、後期においては毛沢東など極少数の人間の手による起草へと転換したこと、(3) それは共同綱領の修正から社会主義憲法への構想転換によるものであることを実証する。また、かかる憲法の構想転換には中共指導部のソ連学習における現状認識、建設モデルの転換が背景にあったこともあわせて実証したい。

1953年から54年の憲法の制定過程は、中国が過渡期の総路線を政策化していく時期にあたり、中国のその後を決定する極めて重要な時期であった[毛里 1994b, 259]。1952年末頃から54年のわずか3年弱の間であったが、その間に憲法的位置付けや性格、制定の動機に極めて大きな転換が介在し、その転換の帰結が社会主義的性格を刻印された54年憲法となったのではないかと考える。

## I 憲法制定作業前期

——1952年12月24日から53年9月まで——

毛沢東は1952年9月に初めて社会主義への移行、いわゆる過渡期の総路線に言及したとされ、それ以降中共の上層部でこの問題について検討が進められていく。もとよりそれは翌年から第1次五カ年計画が開始されることと深い関係があり、1952年初め周恩来らが中心となって五カ年計画のアウトラインが作成されていた。

まさにこのようななかでの制憲のスタートであったが、そもそもなぜこの時期に制憲が提起されたのであろうか。通説では三反五反運動などの社会主義的運動が成功裡に達成された結果、全人代の開催と制憲の実行が提起されたと考えられてきた。現在まで憲法制定へのスタートとして知られているのは、1952年12月24日の周恩来講話である。そこで周恩来は、建国直後は国民党や反革命分子などの敵が存在し、経済的混乱などもあって本来共同綱領が規定している全人代を開催できなかったが、抗米援朝闘争の下で三反五反運動や反革命鎮圧運動などの思想改造運動や経済回復工作を進めた結果、それらの障碍や困難が克服され、制憲と全人代開催<sup>(注6)</sup>の条件が備わったと述べている[周 1952]<sup>(注7)</sup>。

しかし近年公開された史料によると、中共が制憲を必要だと考えるに至ったのは、よりプラグマティックな動機に基づくものである。当時対ソ交渉で通訳を務めた師哲の回想録によると、全人代の開催と制憲を提起したのはスターリンであった。中国は1952年後期より、第1次五カ年計画に対する援助の引出しや社会主義化の方策についてソ連と協議を重ねていた。第1次五

五年計画については周恩来や李富春らが訪ソし<sup>(注8)</sup>、社会主義化についてはソ連の党大会にあわせ10月に劉少奇がスターリンと会談している。

スターリンは劉少奇との数度の会談の中で、中国は共同綱領に替わり憲法を制定すべきだと提起した。それに対し劉少奇は「共同綱領は社会主義の憲法ではないのか？」と訊ねた。つまり劉少奇はスターリンが憲法を制定しなければならないと考えたのは、中国が社会主義への移行を検討しているためだと考えたようである。これに対しスターリンは主に次の2つの理由を挙げている。第1に、制憲と全米選挙を実施しなければ、中国は西側諸国に憲法もなく人民の選挙を経てもいない非民主的国家だと宣伝攻撃されてしまう。第2に、中国は現在連合政府だが、全米選挙の結果共産党による一党独裁体制をしくことができれば機密の保持が容易である。そしてスターリンは憲法の中で規定する条項として、全人民の選挙権の保有、企業家と富農の財産権の承認、外国企業の租借権の承認を挙げ、「これらのことは、中国ではすでに存在することであり、君達が憲法を制定するのを妨げることはない」としている[師 1991, 530-531]。

スターリンの意見をみると、憲法で規定すべき新たな時代に適応した機構、制度、ルールなどといったことについては触れられていない。そこではただ敵の宣伝攻撃や秘密を保持するためと説明されているだけである<sup>(注9)</sup>。つまり全人代は近代国家としての民主的な全米選挙を示す形式であり、真の目的としては共産党の一党独裁を実現するためのものであるのに対して、憲法はこれまでの共同綱領と変わらないものであっても、近代国家としての体裁上必要のだとスターリンは考えていたのである。

では中国自身は憲法の制定についてどのように考えていたのであろうか。それが最も端的に示されているのは、劉少奇が1952年10月モスクワ滞在中に毛沢東の委嘱を受けて書いたスターリン宛ての書簡である。これは4つの問題について中共の構想を述べたものであるが[馬・陳 1989, 54]、現在史料として公表されているのは「中国がどのように社会主義へと移行するかに関する問題」[劉 1952]のみである。しかし、中央文献研究室が出版した『劉少奇伝』で、憲法についての具申内容を窺い知ることができる。これによると、当時中共中央はもう少し後、つまり中国が基本的に社会主義に入った後に、全人代を開催し憲法を制定する腹づもりであったが、スターリンの上記の建議を受け入れた、と述べられている[金 1998, 757-758]<sup>(注10)</sup>。つまり、社会主義への移行後に憲法を制定するつもりが、スターリンの提案をいれて制憲を開始したということである。

この事実は、1952年9月5日に毛沢東が黄炎培に宛てた書簡[毛 1952]<sup>(注11)</sup>からも裏付けることができる。この書簡で毛沢東は、ブルジョアジーに社会主義思想を受け入れるよう要求するのは時期尚早であり、少なくとも第1次五年計画期までは、労働者階級の指導と共同綱領を受け入れさせるだけでよいとした。劉少奇・スターリン会談の1カ月程前にすぎないこと、第1次五年計画期、すなわち1953年から57年までは共同綱領の原則を適用することが明言されている点で注目される。

以上の事実をまとめれば、中共はスターリンの提起があるまでは、憲法制定の動機も共同綱領にかわる新たな構想も持ち合わせてはいなかったのである。先の劉少奇・スターリン会談の



状況は、10月26、29、30日の3回に分け逐次毛沢東と中共中央に報告されており[中共中央文献研究室 1996, 304]、これを受けて周恩来は1952年12月24日に憲法制定と全人代の開催を提起したと考えられる。つまり1952年末の制憲提起は、先行研究が強調するような内発的契機に起因するものではなく、いわば外圧によるものだったとすることができる。

さて、制憲作業が具体的に動き出すのは1953年1月13日の中央人民政府第20回会議でのことである。この会議には幾つかの重要なポイントがある。

第1の点であるが、この会議で中共を代表し全人代の開催と憲法の制定を提起した周恩来が「我々が全国人民代表大会を開催すると提起してから、社会の一部に波紋が起きた。例えばある人は『全国人民代表大会を開くということは、すぐに社会主義をやるということではないか』と考えた。これは当然誤解である。我が国の経済的發展は社会主義成分の増加を必要としており、これは共同綱領の規定である。しかし我々は現在なお新民主主義の段階にあり、我々は共同綱領に基づいて事を行わなければならないのであって、ただ共同綱領の中のものを憲法の中に吸収するということである」(傍点引用者、以下同)[周 1953a]と述べていることである。

周恩来のこの発言から、全人代の開催を提起したことが「すぐに社会主義をやる」ことだと受け取られ、混乱と警戒を招いていたことが分かる(註12)。周恩来は明確にこれを「誤解」と退け、当面する政策の根本には新民主主義と共同綱領があることを明言している。またこの講話の別のところでは、「我々の現在の憲法草案(註13)は全国ですでに基礎がある。基礎には2種類あ

る。第一に我々は3年間、共同綱領を実行し、政治生活や実践の中で体験し、我々の国家制度、政治機構、人民の権利の問題について理解してきた。第二に我々は普遍的に共同綱領の学習運動を組織してきた。しかし現在一部の人間に一種の誤解が生じている。私は上海の報告で『北京が全国人民代表大会を開かなければならないと宣布したらしいが、これはつまり共同綱領を学ばないということだ』と述べられているのを見たが、当然これは間違いである。共同綱領は学習しなければならない」[周 1953a]と述べられている。

つまり共同綱領のもとでの国家・政治機構、権利などは新たな憲法でも通用するのであり、共同綱領を学習することがすなわち憲法を学習するということであった。まさにスターリンが述べたように「これらのことは、中国ではすでに存在することであり、君達が憲法を制定するのを妨げることはない」ということなのであった。

第2の点は、この会議が「今度の全国人民代表大会で、憲法を制定し、国家五カ年建設計画綱要と選挙した新しい中央人民政府を批准するであろう」[『人民日報』1953]と決議している点である。これに対し最終的に制定された54年憲法では、機関としての中央人民政府は解体し、その職権は全人代や政務院から昇格した国务院などに分割され、その中央人民政府の名は僅かに国务院の別称として存続するにとどまったのである。中央人民政府は民主党派との統一戦線、新民主主義を象徴する機関であり、制定作業前期においては、これを解体するような根本的な国家機構の変革は構想されていなかったことが分かる。

周恩来は憲法の起草計画の構想について「時間のうへでは選挙法の頒布の後、我々には充分な時間、例えば2、3、4、長くとも5月までとして数カ月の起草時間がある。毛主席は昨日も『我々の共同綱領は、皆の討論を経て実際には作成されたが、前後1カ月かかったに過ぎない。憲法の起草には起草委員会が必要である。起草の過程の中で、中央人民政府委員会の各委員、政協全国委員会の委員、各部門の指導同志は、意見があれば提起し、吸収し、この憲法をさらに完全なものとするべきである』と述べた」と毛沢東の言葉を引用しながら説明している[周 1953b]。ここで触れられている選挙法は、2月11日に中央人民政府で通過した後3月1日に公布されている。周恩来の講話によれば、遅くとも5月には憲法草案の起草を完了する計画であった。選挙法の起草が急ピッチで進められたことを勘案すれば、これと並行して進められた憲法起草工作が極めて短い期間を予定されていたとしても特に異とするにはあたらない。しかし、仮に共同綱領とは大きく異なる社会主義憲法の制定を目指していたとすれば、甚だ不十分で楽観的な見通しと言わざるをえない。

また、毛沢東や中共は憲法草案の起草にあたり党外人士を排さない方針であったことも窺える。これを裏付けるように、管見の限り先行研究では触れられていないが、憲法の制定が提起されたのと並行し、政治協商会議で共同綱領の修正が図られていた。1953年2月4日の政協全国委員会第4次会議で、周恩来は新しい情勢に適応するため共同綱領と政治協商会議組織法を適切に修正しなければならないと提起した[周 1953b]。これを受け政協副主席の陳叔通は共同綱領の修正を提起し、「現行の共同綱領の中の

国家社会制度、政権制度、および人民の権利と義務等の基本内容は、憲法の中に組み込まれるであろう」[陳 1953]と述べている。また李済深は「私は共同綱領の総則は必要な適当な補充をするべきだと考える。3年来、全国人民は革命の實踐と学習を通して、思想認識はすでに大きく向上し、素晴らしく幸福な社会主義社会に対し限りなく憧れている。だから、私は共同綱領の大綱の中で、我々の国家が社会主義社会へと歩む行き先を明確に規定し、全国人民の積極的な願望と適合するよう提出し建議する」[李済深 1953]と述べている。また章伯鈞は共同綱領と人民政協組織法の修正に同意した上で、(1)今後の統一戦線の努力目標として社会主義の實現を共同綱領の中で明確に規定する、(2)共同綱領と人民政協組織法の中で、統一戦線は労働者階級の政党——中国共産党が指導する統一戦線であることを明確に規定する、とする2つの意見を付け加えた[章 1953]。全人代に関わる規定の修正の他、新たに社会主義の文言や中共の指導性を共同綱領に盛り込むことが政治協商会議で提起されていたことは注目に値しよう。

以上のスターリンの提起から前期の制定過程までをまとめると、制定作業前期において54年憲法は、社会主義憲法としてよりはむしろ共同綱領との強い連続性をもっていたと考えられる。劉少奇のスターリン宛ての手紙、毛沢東の黄炎培宛ての手紙に語られている構想から分るとおり、元来中共は制憲の必要性をもってはいなかったが、スターリンの提起によって制憲が日程に上るようになる。しかしその憲法構想は社会主義という新たな時代に対応した社会主義憲法ではなく、近代国家としての体裁を整えるという戦略的意図に基づくものであった(注14)。実際

中共は憲法の制定を提起した後も、共同綱領の継続という元来の構想に従うように、政治協商会議において党外人士とともに共同綱領の修正を進めようとしていたことが明らかとなった。この時期の憲法は共同綱領をほぼそのまま憲法化することが構想され、新民主主義段階に対応した諸制度の法制化という域にあったのである。

## II 中共指導部の現状認識と政策重点の転換

後期の制定過程について述べる前に、本節では憲法制定過程とパラレルに進んだ社会主義への移行過程、とくにその前提をなした現状ならびに課題認識の変化を跡づけてみたい。すでに触れたように、この変化が制憲作業上の転換を大きく規定したのではないかと考える。憲法が「国民の社会・経済生活の諸ルールを創り出す最も基本的枠組み」[中野 1989, 198]である以上、憲法で規定されるのは制定時点において目指された社会であるはずである。憲法構想の転換の一前提として中共の現状認識の転換を明らかにしてみたい。これを検討するにあたり、ソ連の改造過程と摺り合わせて進行した点に着目する。

毛沢東が「ソ連共産党こそ我々のもっともりっぱな先生である」[中国共産党中央委員会毛沢東選集出版委員会 1972, 558]と述べているように、建国当時より多方面でソ連学習の運動が展開されていたことは周知の通りである<sup>(注15)</sup>。中共が学ぶべき手本はソ連でしかありえず、ソ連のみが中国の進むべき道を提示できるとされた。ところで、問題となるのは当時中共が自己の立脚点をソ連のどの段階に位置づけていたかということである。換言すれば、中共が当面した問題

をソ連史のどの段階に措定していたかということである。

まず議論の前提として、ごく簡単に建国から社会主義が達成されるまでのレーニン、スターリン期のソ連史について触れておきたい<sup>(注16)</sup>。1918年の10月革命によって社会主義を掲げるソビエト政府が成立するが、ソビエト政府は白軍や列強との干渉戦争に苦しむことになった。この困難な状況の中で労働者や兵士への食糧の確保が大きな課題となり、レーニンは食糧の強制徴発制を含む戦時共産主義体制をとるが、農業生産の急激な落ち込みと農民の反乱をよぶこととなった。このような状況を改善するため、周知のように1921年に新経済政策(ネップ)に転換する。新経済政策は食糧徴発制を廃止して食糧税を課し、農民は余剰食糧を自己の裁量で自由に市場で販売することができるようになった。戦時共産主義では禁止された私営企業も認められ、国家の管理下での資本主義、すなわち国家資本主義体制がしかれた。社会主義化は時期尚早であり、農業の復興と発展によって、まず革命の過程で疲弊した国民経済を回復させることに重点が置かれた。

レーニンの後を継いだスターリンは、一国社会主義理論に基づいて重工業優先の大規模な工業化を目指し、1927年以降の農業集団化を経て28年には第1次五カ年計画を開始した。この工業化の土台となったのは、農業集団化による集約的な農業生産体制の確立と生産流通に対する国家統制であった<sup>(注17)</sup>。1933年からは第2次五カ年計画が開始され、36年11月の第8回臨時ソビエト大会で、すでに基本的に社会主義を実現し、社会主義体制をつくりだすのに成功したとスターリンが述べるに至っている。



さて中国に話を戻すと、1953年4月23日中共中央は幹部の理論教育に関し、53年7月から54年12月の期間にレーニンとスターリンの著作を学習するよう指示を出している『新華月報』1953<sup>(注18)</sup>。この点を、党と国家の実務担当者を対象に刊行されていた理論学習用雑誌『学習』を中心に追ってみることにしたい<sup>(注19)</sup>。

『学習』1953年第7期「新経済政策はいつから始まったのか？ いつ終わったのか？」では、ソ連の社会主義達成までの歴史を、レーニンの国民経済回復期（1921年から24、25年）、スターリンの国民経済改造時期（25年から36年）の2つの時期に区分しているが<sup>(注20)</sup>、4月23日の指示に対応し、第5期以降ソ連の21年から25年の各状況、レーニンの新経済政策に関する論文や史料を集中的に掲載するに至る<sup>(注21)</sup>。

また『人民日報』1953年8月25日の沙英「レーニン、スターリンの新経済政策に関する理論の学習」は、「レーニンは新経済政策を実施した時に、国家資本主義を利用するやり方を提起した……レーニンのこのような画策は、当時まだ社会主義工業が発達していない条件の下では、完全に正確であった。資本主義を国家資本主義へと導く過程で、国家の指導の下で一定の軌道に沿って社会主義建設に奉仕させることは、唯一正確な道である。なぜなら小農経済については、資本主義はやはり進歩的であり、国家資本主義はさらに進歩的なのである」と述べ、当面レーニンの新経済政策における国家資本主義に理論的根拠を求めようとしている。

また別の箇所では、「我々の目下の状況とソ連の1921年から社会主義が確立するまでの状況とは、ある部分では異なっている。例えば中国は半植民地半封建社会から新民主主義革命を経

て旧社会を叩き壊し、社会主義社会へ移行を開始したこと等々。しかし、我々の目下の状況とソ連の建設初期の状況は大体同じであると認めないわけにはいかない。例えば多種の経済要素が存在し、小農経済が優勢であり、社会主義経済が指導作用を及ぼしていること等々。だから、レーニン、スターリンの社会主義を建設することに関する理論は同様に我々が必ず従うべきものであり、ソ連が歩んだ道は基本的にまさに我々が歩まねばならない道であり、ソ連が遭遇し解決した基本問題もまさに我々が遭遇し解決しなければならない問題なのである」として、当時の中国をレーニンの新経済政策期と比している。

1953年といえば、周知のように一方では第1次五カ年計画が開始されたとされる時期であるが、当時の中国では同じく第1次五カ年計画を開始したスターリン期ではなくレーニン期に比定されていたのである。第1次五カ年計画がまだ理論的基礎を確定していなかったこともあるが、さらに重要な要因は、当時中共上層部の間で国家資本主義が社会主義改造における中心的な政策として提起されていたことである。1953年6月から8月の間、中共では過渡期の総路線の理論的枠組みが検討されたが、統一戦線部長李維漢を中心とした研究の準備段階を経て、国家資本主義の正式な提起へと至る<sup>(注22)</sup>。

李維漢（1986、739-743）の回顧によれば、1953年に入ってから統一戦線部では社会主義への移行を視野に入れ、建国から当時までの経済的、社会的状況の分析が行われていた。李維漢らは、1953年当時においてまだ資本主義経済は重要な地位を占めており、それは商品生産、物流、資本の蓄積等の諸方面で代替することのできない



積極的作用をもっていると分析し、資本家を盲目的に追い詰めるべきではなく、国家資本主義によって個人資本主義を利用および制限するという手段を用いて、次第に社会主義に改造していくべきとの結論に至った。李維漢らは党中央と毛沢東に調査報告を行ったが<sup>(注23)</sup>、これが指導部の注意を引き政治局拡大会議で検討されることになった。その結果、この会議ではレーニンの国家資本主義と新経済政策に関する史料を編印し、参考資料として頒布することが決定されたのである。

ソ連では、国家資本主義は経済回復に果たした積極的作用があるとはいえ、所詮それは資本主義との妥協でしかなく、社会主義改造段階に入ったスターリンの時代には最早重視されることがなかった。ソ連の社会主義的改造はレーニンの新経済政策期を準備段階とし、スターリンの集団化と生産、流通の国家管理によって達成された。その社会主義的改造を実現する中心的な政策となったものこそ、第1次五カ年計画であった。いうまでもなく第1次五カ年計画は単に大規模経済建設であるばかりでなく、国家の経済をトータルに社会主義経営下に統合する重要な意味をもっていた。それが中国では、第1次五カ年計画が開始される一方で、現状認識として想定されていたのは国民経済回復期のレーニン時代だったのである。このズレの問題は決して小さくなく考えられる<sup>(注24)</sup>。

つぎに憲法制定作業後期の状況を見ると、第1次五カ年計画の建設方針が一応のコンセンサスに達したのに伴い<sup>(注25)</sup>、『学習』の記事では、「国家工業化」「糧食の調達」「農民の社会主義化(合作化)」が中心の論点となり、スターリン期ソ連の分析が顕著となっている<sup>(注26)</sup>。この認識

上の転換は『学習』第9期「理論を学習することは、新聞の思想性を高める」で端的に示されている。

同記事は『学習』上の従来の理論的誤りを反省し、「今年4月初め、我々の雑誌はソ連の国家工業化の経験を紹介することにより、我が国の今日の計画経済建設を説明しようとした。しかし、真剣に深く学習することがなかったので、ソ連国家工業化の最低限の知識に関し誤って宣伝してしまった。ソ連が実際の工作の中で、国家工業化を経済建設全体の根本的な方針として提起したのは、1925年のソ連共産党第14回代表大会のことであったが、我々の雑誌は武装干渉戦争を粉砕した後（つまり21年以降——筆者注）に提起したと宣伝してしまった」とし、「ソ連が実行した国家工業化政策は、スターリン同志がレーニンの指示に基づいて、ソ連共産党第14回代表大会（25年12月——筆者注）で提起したものである。この方針を提起した根拠は、ソ連が国民経済を回復する工作の中で多くの成果をあげているものの、農業生産がやはり3分の2を占め、工業生産はたった3分の1を占めるに過ぎず、ソ連はやはり後進的な農業国だったことにある。この時ソ連共産党の総路線の実質と基礎は、国家を自力で必須の装備品を生産できる工業国へと変えることであった。国家工業化を実現してこそ、国家の経済的独立を保証し、国防力を固め、ソ連が社会主義社会を建設するのに必須の条件を生み出すことができたのである」と述べ、現状認識の転換を図っている。この記事の後半部分では、これからの宣伝活動は国家工業化と合作化を大いに強調すると結論づけられている。

この記事によれば、1953年4月、つまり憲法

制定作業前期においては、中国の国家工業化のモデルとされていたのは武装干渉戦争以後、すなわちレーニン期のソ連であった。事実この時期の『学習』は、レーニンの国民経済回復期の政策に関する記事を多数掲載しているし、過渡期の総路線の策定過程でレーニンの国家資本主義が参考とされていたことは前に触れた通りである。このように『学習』の記事は本来党中央の方針に沿ったはずのものであった。

しかし9月の時点ではレーニン期への措定を理論的な誤りとして反省し、傍点部「ソ連共産党の総路線」が示すように、スターリン時代の国家工業化を「総路線」という流通語をわざわざ使用して説明している点が注目される。この現状認識の転換は、当時の中国の政治的課題が反映されたものに他ならない。『学習』第10期「ソ連社会主義工業化の資金問題」は、「資金問題はすでに我々の実際の建設事業の中で重要な問題となっている。しかしどのようにこの問題を解決するのか？ 当然、我が国には我が国の特徴があり、これらの特徴はソ連とは異なる資金問題解決への具体的な方法を持つことになろう。しかし基本的に言えば、我々とソ連は同じなのである。ソ連が社会主義工業化の資金問題を解決した方法も我々の方法なのである」と論じ、第1次五カ年計画の経過に伴い切実になった資金供給と関連させて政策重点の転換を喚起している。

社会主義移行に際しての最大の課題は国家工業化であり、この点で第1次五カ年計画に代表される経済計画の策定は、社会主義改造路線への転換を強く要請することになる。ソ連の社会主義改造路線への転換はスターリン期の第1次五カ年計画によって開始され、いわゆる銜状価

格によって重工業を中心とした計画経済建設が農村の再編成を要請した。同様に中国でも、陳雲の「断固とした措置をとらなければ、糧食の市場に必ず混乱が起きるのであろう。その結果必ず物価の全面的な動揺を招き、賃金が値上がり、工業生産に波及して、予算も安定せず建設計画は影響を受けるであろう」[中共中央文献研究室2000, 178]との指摘に従い、1953年10月に「統一買い付け、統一販売」政策が実施され集団化が推進された。後期に入り中国ではスターリン的社会主義改造路線へと明確な政策転換が図られたのである<sup>(注27)</sup>。すなわち憲法制定作業の前期から後期にかけ、その背後では社会主義的改造をめぐる現状認識上と政策上でも重大な転換が行われたのである。つまり建設理論のレーニンの新経済政策期からスターリン的改造路線への転換であったが、その変化が制憲過程における転換に反映されていると考えることができる。

### Ⅲ 憲法制定作業後期

——1953年10月から54年9月まで——

後期は54年憲法に社会主義的性格が付与されていく過程であった。前期との比較において後期の憲法構想をもっとも端的に表現しているのは、1954年9月第1回全人代における劉少奇の憲法草案報告である。この報告で劉少奇は「1953年から、我が国はすでに社会主義の目標を目指して計画的経済建設の時期に入った。したがって我が国は、共同綱領の基礎から一步前進し、いま代表各位に提起しているこの憲法を制定して、法律の形式により、我が国の過渡期の基本任務を承認する必要が完全にある。……我々は高度に統一ある国家指導制度を打ち立て

なければならない。この目的のために、我々はやはり共同綱領よりさらに完備した今代表各位に提出しているような憲法を制定する必要が完全にある」[劉 1954b]と説明している。

この報告の注目すべき点は、中国は複雑な機構をもつ新民主主義体制から、中央集権的な社会主義体制へ移行しなければならず、そのため統一的な指導体制の構築と過渡期の任務を憲法で保証する必要があると述べられていることである。先に述べたように、前期においては、機構改編や統一的指導体制の構築などは全く触れられておらず、従来の中央人民政府体制を憲法で批准しようとするものであり、共同綱領の憲法化といえるものであった。これに対し後期には社会主義憲法としての性格が付与され、共同綱領の規定を大幅に変更することが目指されたのである。

ところで1953年1月13日に憲法起草委員会が成立しているが<sup>(注28)</sup>、現実の憲法草案はこの委員会が作成したものではない。毛沢東は1954年3月23日の憲法起草委員会第1回会議において「憲法小組は1月7日に工作を開始し、3月9日に工作を終えた。起草小組が工作を進めた後、董必武、彭真、張際春等の同志が研究小組を組織し、周鯁生先生、錢端昇先生を法律顧問に、葉聖陶、呂叔湘を修辭上の顧問に迎え、また1カ月ほど(工作を——筆者註)行った。同時に中共中央も3度討論し、その度に多くの修正を行った」[毛 1954d]と冒頭に述べている。

また毛沢東は後の6月11日の憲法起草委員会第7回会議においては、「憲法の起草は前後7カ月ほどであった。最初の第1稿は去年の11、12月の間、陳伯達同志が一人で書いたものである。第2稿は西湖で2カ月かけて小組(起草小

組——筆者註)が書いたものである。第3稿は北京で中共中央の提出した憲法草案初稿であり、現在になってまた多くの修正をした」と説明している<sup>(注29)</sup>。

具体的な起草工作計画の構想については、『建国以来毛沢東文稿』に収められた1954年1月15日「憲法起草小組の工作計画に関して劉少奇と中央に宛てた電報」から窺い知ることができる。これによると、起草小組の工作はすでに1月9日に始まっており、その工作計画は、(1) 1月31日までに草案初稿を作成する。(2) 2月上旬に初稿を再び討議するのを準備し、鄧小平、李維漢同志にも参加を請う。その後政治局(在北京各中央委員)を交え討論し、初歩的に初稿を通過させる。(3) 3月初めに憲法起草委員会に提出し、通過させる。(4) 憲法小組で再修正し、政治局の討議を経て起草委員会で通過させる。(5) 5月1日に起草委員会の名で公布し、4カ月の間全人民を交えて討議する。9月中に必要な修正を加えた後全人代で通過させる、などとなっている[毛 1954a]<sup>(注30)</sup>。

草案が起草される過程をみる場合に最も重要なのは、最初の草稿を誰が作成したかということである。なぜなら、起草工作が進むにつれて草稿に対し討論と修正を加えていくことになるが、法理論や国家的ビジョンの織り込みなど憲法の根幹をなす部分は最初の草稿でほぼ決定されるからである。上記の史料を勘案すれば、その初稿は毛沢東の政治秘書である陳伯達が1953年の11月から12月に1人で起草したものであり、それを基に起草小組(起草委員会とは異なる)が修正して中共中央の討論に供され、さらに中共中央から憲法起草委員会へと提出されたことになる。起草工作計画の「2月上旬に初稿を再び



討議するのを準備し、鄧小平、李維漢同志にも参加を請う」という部分、および起草工作が1月9日に始まっているながら通達が1月15日に行われていることから、憲法起草委員会のメンバーであり中共の主要な幹部である劉少奇や李維漢らも、初期の起草工作については何ら関知していないことが分かる。

起草小組の1人である胡喬木は後年憲法起草工作を振り返り、「1953年末、毛主席は陳伯達、田家英と私を指定して杭州で憲法起草を準備させた。陳はすでに初稿を起稿しており、聞くとところによると、別の人が参加して彼の草案を修正したらしく、すでに機嫌が悪かった」「陳は（小組の工作が——筆者註）始まると杭州に来ることを望まなかった。それは来れば必ず彼の原稿が変更され、討論の時に毛沢東自ら常に陳の草稿に対し種々の重大な修正意見を提出するからであり、起草過程の全体において、彼は悶々と楽しまず、常に田家英に『私は駄目だ、故郷に帰って小学教師になる』などと言っていた」〔胡 1989〕と回想している。胡喬木や田家英が起草小組として憲法起草工作に参加したときには、すでに陳伯達によって基礎的な草案ができていたこと、草案の修正過程で毛沢東が指導的な役割を果たしていたことを裏付けるものである。陳伯達は起草小組のメンバーであり工作の中心人物であった。1954年3月24日の『人民日報』によれば、中共中央が3月23日の第1回憲法起草委員会で初稿を提出した際、陳伯達は中共を代表して説明にあたっており、本稿が使用する史料「憲法起草委員会第一回会議での挿話」は、陳伯達の憲法草案（初稿）の起草工作に関する説明に、毛沢東が口を挟む形で記録されている。

陳伯達、胡喬木、田家英はいずれも著名な毛沢東の政治秘書であり、最初期の草案を陳伯達が作成したこと、それを基に彼ら3人が修正し中共中央に提出していることから、中共中央で議論されるまでの起草工作は毛沢東の意向が強くはたらいっているとみることができる。憲法起草委員会は「起草委員会」と名づけられているものの、実質的にはすでに作成された草案を審議していく機関に過ぎず、中共中央もまた根本の部分に関与してはいない。起草工作に関わる序列としては、起草小組、中共中央、憲法起草委員会、ということになる。

また、陳伯達、胡喬木は党を代表するイデオログであり、同時期の「農業生産合作社を發展させることに関する決議」や、総路線の最終的な叙述である「過渡期の総路線に対する宣伝提綱」の作成に中心的役割を果たしたことも注目される。12月16日の合作社に関する決議は陳伯達が、宣伝提綱は党宣伝部が作成したものである。毛沢東は1953年12月7日胡喬木に対し、「宣伝提綱は君達が数日以内に書いて欲しい。まず君と凱豊、陳伯達ら何人かの同志で見た後、よく話し合い、12月11日までに私に送ってほしい」と、12月13日には「この件はすでに見たが、前よりも良くなっている。私が少し付け加え修正したので、陳伯達と凱豊らに来てもらって、妥当かどうか見てもらいたい。もし意見があれば私に報せるように」と命令を下している〔毛 1953b〕。

この史料および註によると、宣伝提綱作成の中心となっているのは胡喬木であり、この時までに第6稿まで改稿されていた。工作に参加していた他の幹部には、凱豊、陳伯達、胡繩、熊復、于光遠らがいた。毛里（1994b,271）が指摘



するように、『建国以来毛沢東文稿』によって毛沢東が修正した個所を確認してみると、この宣伝提綱はほぼ毛沢東の見解とみてよい。そして合作社決議や宣伝提綱の作成者が憲法草案とほぼ一致しているということは、これらが相関関係にあることを示している。いずれも社会主義改造に向けての第1段階となるものである。これらをあわせて考えてみると、後期の段階に入って初めて54年憲法に社会主義的性格が付与され、総路線が織り込まれたと考えられる。それゆえに憲法草案初稿が毛沢東やその側近だけで作成されたのである。

さて起草工作に話を戻すと、1953年12月24日には政治局拡大会議が開催され、毛沢東が休暇をとり劉少奇がその職務を代行することが決定されていた。これにより毛沢東は杭州で憲法草案の起草を指導し、劉少奇は北京で中共中央の日常工作を主宰するという分業体制が成立した[中共中央文献研究室 1996, 315; 1997, 340-341] (註31)。この後の起草工作を、先に紹介した「憲法起草小組の工作計画」に従って跡づけてみたい。

工作計画の(2)では、1954年2月上旬に鄧小平、李維漢を交えて討論し、その後中央で討論、通過することになっていた。毛沢東の劉少奇に宛てた2月17日の電報では、今後の工作計画は次のように説明されている。憲法草案初稿を政治局および在北京中央委員各同志に郵送し、2月20日以後の1週間の内に討論する。さらに鄧小平、李維漢同志を交えて討論する(ここまでに要する期間は、1週間と想定されている)。その後、再び中央で討論して通過させ、憲法起草委員会に回して討論する[毛 1954b]。

この電報の計画の通り、2月28日と3月1日に政治局拡大会議が開催され、憲法草案初稿を

討論して通過し、提出された意見や起草小組の意見をもとにして、董必武、彭真、張際春によって3読稿に修正を加えることが決定された。

3月12, 13, 15日には再び政治局拡大会議が開催され、4読稿を討論した。さらにこの会議では、陳伯達、胡喬木、董必武、彭真、鄧小平、李維漢、張際春、田家英をメンバーとして憲法起草小組を組織し、初稿の最終的な修正に責任を負うこと、李維漢を秘書長とする憲法起草委員会弁公室を組織するという2点が決定された[中共中央文献研究室 1996, 321]。また15日には、周恩来と董必武が憲法起草委員会の非中共委員を招き憲法草案初稿について討議している[中共中央文献研究室 1997, 358]。管見の限り、憲法草案が党外人士を交えて議論されたのはこれが初めてであり、中共が憲法草案を起草委員会に提出するために行った下準備であったと考えられる。

工作計画の(3)では、3月初めに憲法起草委員会に提出し通過させるとしているが、実際には計画は若干遅れ、憲法起草委員会第1回会議が開催されたのは3月23日のことである。毛沢東は中共を代表して憲法起草委員会に憲法草案初稿を提出した。会議は陳伯達の説明を聞いた後、2カ月の間に草案初稿の討論と修正を完成し、中央人民政府によって批准公布することを決定した。また政協全国委員会と共にグループを分けて討論し、各大行政区、各省市の指導機関と各民主党派、各人民団体の地方組織にも討論を分配した[『人民日報』 1954a]。

毛沢東は翌日24日、劉少奇に対して「ここに憲法草案初稿の第2章以下の2読稿および憲法起草小組の報告を送るので、各同志に印刷郵送して読んで欲しい」と、胡喬木には「今日論じ

た修正すべきところは明日修正し、小組の各同志の相談を経て明日の夜24時までには清刷りにして私に送り、明後日（26日）中央に送って欲しい」と電報を送っている。そして26日には劉少奇と書記所幹部に対し「中央がここ数日憲法草案を討論するのに便宜を図るため、小組が急いで2日の内に修正し3読稿と称して今送るので、中央各同志に印刷郵送して読んで欲しい」と通達している〔毛 1954c〕。以上の史料から、憲法起草委員会の第1回会議がすでに開催されているものの、憲法起草工作をリードしているのは依然として起草小組、中共中央であったことが分かる。

その後、5月27、28、29、31日、6月8日に憲法起草委員会は第6回会議まで開催され、毛沢東の職務を代行していた劉少奇により主催された。第2回会議では序言と第1章の大綱を、第3回会議では第2章を、第4回会議では第2、第3章を、第5回会議では第2、第4章を討論した。そして初稿は討論で提起された意見をもとにして修正が加えられ、第6回会議には「修正稿」として提出された〔中共中央文献研究室 1996、323-324〕。第6回会議の翌日、毛沢東は「この件（憲法草案の修正稿——筆者註）は直ぐに関係各人（憲法起草委員、中央人民政府委員）に印刷郵送し、彼らに6月11日に会場に持ってこさせるように」と劉少奇に電報を送っている〔毛 1954d〕。

6月11日の第7回会議からは毛沢東の主宰になり、憲法草案を最終的に通過し、起草工作を総括した「憲法起草工作の経過に関する報告」も合わせて通過した。5月1日に公布するという工作計画からは1カ月半ほど遅れ、6月14日の中央人民政府委員会第30回会議は「中華人民

共和国憲法草案」と「中華人民共和國憲法草案を公布することに関する決議」を通過し、憲法草案を全国人民に公布した〔『人民日報』 1954b〕。この後全国人民の討論を経て修正が加えられたのち、第1回全人代で正式に公布されるに至ったのである。

ここで憲法の制定過程についてこれまで述べてきたことをまとめたい。1953年1月13日に周恩来が述べているように、制憲が提起された時点で起草期間は53年5月までと非常に短く設定されていた。しかもこれは長く見積もった場合であり、共同綱領は前後1カ月かかったに過ぎないと毛沢東が述べているように、さらに短い期間を想定していたことも考えられる。そして翌2月には民主党派と連携しながら政治協商会議で制憲工作や共同綱領の修正について議論がなされていた。しかし後期に入ると陳伯達が11月から12月にかけて草案を起草し、これをもとに毛沢東や陳伯達、胡喬木、田家英らが修正して初稿を完成させている。ここにおいて明らかに憲法起草工作の転換を認めることができる。すなわち54年憲法は前期と後期に異なるラインで2度起草工作が行われたとすることができるのである。

前期のように共同綱領を修正する程度<sup>(注32)</sup>のものが憲法として構想されていた際には、ごくわずかな点を修正するだけであったことから民主党派と協同し、かつ極めて短期間に起草工作を進めることができた。しかし後期になって国家体制そのものの変更が盛り込まれたために、民主党派は勿論のこと中共幹部でさえ草案作成に加わることは憚られ、毛沢東の強力な指導のもと彼の政治秘書達によって起草されたのではないかと考えられる。そのような結果、54年憲

法は毛沢東中心の社会主義化構想が織り込まれたものとして出現することになったのである。

### むすびにかえて

——制憲作業前期から後期への転換と

その歴史的な位置づけ——

従来の建国初期中国を対象とする研究では、朝鮮戦争という国家的危機に対応するために推進された私営工商業の国営化や三反五反運動などにより、実態として社会主義へと移行しつつあったことが指摘されている。筆者としてもその点は必ずしも否定するものではない。しかしその認識を大前提として、許崇徳氏をはじめとした54年憲法に対する先行研究が「憲法を制定して、中国は全面的に社会主義を建設する新时期に入るべきだと認識した」[許 2003, 167]として、政権の階級構造に対する認識を憲法の性格分析に還元し、あたかも54年憲法が制定の提起時より社会主義憲法として内発的、主体的に制定されたことと捉えていることには再考の余地があると考えられる。

本稿でこれまで憲法制定作業を具体的に分析した結果、理論の上でもまた制定過程に表れた態度からも、1952年12月24日から53年9月までの前期の中国では、社会主義への移行が明確化されておらず、社会主義改造の前提となる生産力の発展を目的とし、新民主主義の継続をビジョンとして有していた。その結果、54年憲法は現行の暫定憲法である共同綱領を憲法化するものであって、社会主義憲法を想定していたわけではなかったのである。仮に1952年末の段階で社会主義への移行構想が明確に共有されるものであったとすれば、1954年憲法は曲折を経るこ

となく社会主義憲法として制定されていたであろう。

憲法への明示は国家の威信に関わるため、社会主義への移行という国家的ビジョンが憲法に明文化されるには、計画の具体化、法制化の必要性が最高程度に達していなければならない。制定過程を軸にみた場合、54年憲法は1952年末の時点で社会主義に移行しつつあった中国が憲法によって現状を確認、肯定しようと試みたものではなく、また社会主義的統合の実現を意図して制定をすすめたわけでもない。中国の社会主義化が法制化の域にまで到達したのはようやく1953年後半以降の段階であり、それは政府機構の変更、社会主義体制に対応する中央集権化など、従来の国家的枠組みを大きく変革することが意図されたことによるものである。憲法制定作業後期の中国は、国家工業化——食料原料の調達とそのための集団化というスターリン期の段階に入っていく。劉少奇が憲法草案報告で述べているように、第1次五カ年計画を中心とする国家工業化によって社会主義改造を推進するためには中央集権的な国家機構制度が必要となり、新たな社会主義的生活様式を国民に強いることになる。共同綱領はもとよりそのような規定を含むものではない。そこで中国の直面する現実是最早共同綱領の規定と本質的なズレを生じたことになり、その限界が明確に認識されるに至った。この段階で初めて憲法が社会主義的性格、制定に対する主体性、および憲法が真に必要なものとして認識されていたことを看取することができるのである。

すでに制定が提起されていた54年憲法は決して社会主義的性格を付与されていたわけではなく、指導者層の合意、内政的事情などから国家



体制の変革が焦眉の急となり、それはソ連史の読みかえという形で理論化されていった。こうした曲折を経た結果54年憲法は中国初の社会主義憲法として現出したのであり、先行研究が描くような首尾一貫した過程ではなかったのである。換言すれば、54年憲法の制定過程における転換の中に、中国が出路を求めて苦闘した新民主主義から社会主義への模索過程が内包されているのである。

(注1) 例えば座間(1975;1978)、田中(1978)は、1952年の三反五反運動(党、政府、企業で展開された腐敗反対闘争で、特に五反運動では多くの資本家が批判にさらされ、企業は国家の厳しい管理の下に置かれるようになった)によって中国は社会主義へと移行したとし現在の通説となっている。近年では国際情勢からこの問題を論じた毛里(1994b)や天兒(1994)の研究、中国型社会主義を総力戦体制とする観点から論じた奥村(1999)の研究などがあり、中国の社会主義選択の背景として朝鮮戦争下における戦時体制が重要なファクターとされている。

(注2) 政権、社会の階級的性質に対する認識と憲法の性格分析に関して、詳しくは通山(1986-1987)の概観的研究を参照のこと。憲法の性格分析が如何に政治的認識に影響されているかがよく表れている。

(注3) 憲法に対する先行研究は本文で引用したもの他、外務省アジア局第二課(1954a;1954b)の同時代的現状分析、中国の社会主義の深化に伴う内発的契機からその必然性を論じた福島(1965)の研究、西村(1989)の研究などがある。

(注4) 現在これを社会主義への移行のメルクマールとするのが通説である。毛沢東が言及した事実は、薄一波の回想録が根拠となっている[薄 1993, 213]。

(注5) 1952年12月24日から54年9月20日まで。

(注6) この講話で「1953年に全国人民代表大会と地方各級代表者会議を開き憲法草案の起草工作に取り掛かる」と述べられているように、全人代の開催と制憲とは一つのセットとして扱われている。

(注7) 「条件が備わった」は、周恩来だけでなく当時憲法の必要性を説く際の常套句として広く使用された。先行研究も多くこうした発言に基づいて考察しているため、結果的に周恩来の論理を踏襲することになっている。

(注8) 薄(1993, 286)によれば、1952年初めに周恩来、李富春、薄一波らを構成員とする指導小組が構成され、8月に概略が作成された。周恩来らの訪ソは、中国が作成した第1次五カ年計画案に対する意見と、経済援助を求めためであった。スターリンをはじめソ連の指導者らは、中国の計画は実現不可能であると否定的な判断を下している。このソ連との交渉は、CWIHP(Cold War International History Project)で公開されているソ連外交文書の英訳“Conversation between Stalin and Zhou Enlai, 19 September 1952”からも確認できる。

(注9) 外国からの宣伝攻撃に対処することが、憲法制定の動機のひとつであることは確かである。1954年9月の劉少奇の憲法草案報告は、第3「我が国の人民民主主義的政治制度および人民の権利、義務について」の部分で、「多くの外国ブルジョア評論家が中国を非難している例を挙げている。例えば「多くの外国ブルジョア評論家が、我々の国家の集中制と人民の集団主義を攻撃して、我が国には“個人の自由が無い”“個人の利益を軽視している”と言っている」「ある外国評論家は、我々が一方で人民の民主的権利を擁護し、他方で一切の反国家、反革命の活動を弾圧し、一切の売国奴と反革命分子を処罰するのを見て奇怪に思っている」等と述べられている[劉 1954b]。

(注10) 『劉少奇伝』では、スターリンが中国の構想に対し、国際社会での攻撃を取り除き、さらに良く建設事業を推し進めるため、全人代の開催と制憲を早めるよう提案したとされている。

(注11) この書簡は、黄炎培の書簡に対する返信である。黄炎培は、民主建国会で行う講話の原稿の修正を毛沢東に依頼していた。毛沢東の書簡に付された注釈によれば、毛沢東は黄炎培の原稿の「“労働者階級を教育改造する”を「“愛国主義的思想、共同綱領的思想”を用いて資本家を教育改造する」と、「資本家の思想改造を助ける」を「資本



家の“悪い思想、愛国主義、共同綱領に合わない思想、いわゆる五毒思想を改造する”のを助ける」と改めている。

(注12) 全国人民代表大会は54年憲法で初めて規定されたわけではなく、すでに共同綱領において国家の最高権力機関として定められている。共同綱領第12条は「国家最高の政権機関は全国人民代表大会である。全国人民代表大会の閉会期間は、中央人民政府が国家政権を行使する最高機関である」としているが、1952年12月24日の周恩来講話で述べられているように、建国当初は条件が整っていないとされ、実際には開催されていなかった。同13条は「普通選挙制の全国人民代表大会を開催する前には、中国人民政治協商会議の全体会議が全国人民代表大会の職権を執行し、中華人民共和国中央人民政府組織法を制定し、中華人民共和国中央人民政府委員会を選挙し、並びに国家権力を行使する職権を持つ」と規定している。建国時から3年の間開かれていなかった全人代が1953年になって開催されることから、新民主主義を放棄して社会主義への即時移行を決意したと受け取られたようである。なお1953年1月1日の『人民日報』によれば、全人代の開催と制憲は、53年における人民の三大任務とされている。

(注13) 周恩来は「草案」という語を使用しているが、文字通り「草案」が存在していたわけではなく、大まかな構想というほどの抽象的な意味で用いたのだと思われる。

(注14) 毛沢東は1月13日の会議で、アイゼンハワーが中国に民主選挙は不可能であると述べていることに言及し、「もし我々の工作がさらによくなされれば、人民民主はさらに発揚し、経済建設はさらによく行われ、抗米援朝の力はさらに増強し、彼に侵略を放棄させるだろう。だから、民主を発揚するために、経済建設を強化するために、帝国主義に反対する闘争を強化するために、選挙をやり、憲法をやらなければならない」と全人代の開催と憲法制定の理由を説明している[毛 1953a]。

(注15) 中国のソ連への傾斜を一般に「向ソ一辺倒」という。これについては毛里(1994a)を参照のこと。

(注16) 以下のソ連史については木村(1991)、和田

(2002)を参照。

(注17) 1927年は「合作化の年」と言われ、強制徴発制は集団化によって容易に実行できるようになった。その結果いわゆる飢饉輸出が深刻化し、1930年代初頭には農村で飢饉が発生し多くの餓死者が出たと言われている。

(注18) その教科書となっているのは『聯共(布)党史簡明教程』の第9章から12章(レーニン、スターリン期)である。

(注19) 『学習』は1949年9月に創刊された。『学習』雑誌1年来の編集工作[『学習』1950]によれば、多い時で28万5000部、通常は20万から25万部発行されていた。毛沢東やスターリンのような指導者の講話や著作の他、掲載される論文は記名があり、艾思奇、胡繩、胡華、田家英、陳伯達など錚々たるイデオログの論文が掲載されている。理論教育に供される性質上、内部発行に類するものではなく、共産党員以外にかなり幅広い層を読者にもっていた。

(注20) この記事は、新経済政策を「無産階級専制の政策であり、資本主義から社会主義への移行時期の経済的特長を考慮し、農民と労働者を一つの道に吸収し資本主義に打ち勝ち、社会主義を建設するために制定された政策である」とし、レーニン期からスターリン期までを一貫して新経済政策として捉えている。現在では、新経済政策とはレーニンの新経済政策を指す点に注意が必要である。

(注21) 例えば『学習』第5期では「レーニンの統一経済政策——ソビエトロシアの電化政策の紹介」「戦時共産主義から新経済政策への移行」「1921年から1925年の工業状況」「1921年から1925年の農業状況」「1921年から1925年の商業状況」「レーニンの『合作制を論ず』の紹介」等の記事が掲載され、6期以降も食料税などの国民経済回復期の政策に焦点が絞られている。

(注22) 国家資本主義はこの時初めて提起された新しい概念というわけではない。共同綱領第26条は「国营経済、合作社経済、農民および手工業者の個人経済、私的資本主義経済および国家資本主義経済を調整し、各種社会経済の要素を国营経済の指導下に、分業・協業し、おのおのその所を得させ、もって社会経済全体の発展を促進する」とし、第31条では「必要なまた可

能な条件のもとで、私的資本を国家資本主義の方向に発展するよう奨励」と規定している。李維漢の提起によって、新民主主義下の国家資本主義体制の維持が再確認されたという点で極めて重要である。

(注23) この調査報告は「資本主義工業中の公私関係の問題」と題され、1953年5月に送付されている。

(注24) 毛里氏は「五二年当時の中国の経済は、一九二八年にソ連が第一次五カ年計画を始めた時にはるかに及ばない、低いレベルにあった」とし、1952年末の社会主義選択は経済レベルからではなく政治的に決断されたとする〔毛里 1994b〕。確かに中国は、1949年から52年のいわゆる3年建設を経て、36年の経済水準を回復超過したが、それはあくまでも後進国たる過去の中国の水準を回復したにすぎない。しかしまさにそれゆえに、憲法制定作業前期において、第1次五カ年計画はソ連のそれが有していた社会主義改造の性格を託されておらず、当初はレーニンの電化政策のような緩やかな工業化を想定していたのではないかと考えられる。ロシアはヨーロッパ列強の中で技術水準において後進国であり、電化とは文字通り送電線の敷設など電力基盤の確立を指し、近代国家として極めて基礎的な土台の整備である。『学習』第5期「レーニンの統一経済政策——ソビエトロシアの電化政策の紹介」が「レーニンは電気化計画を努力して実施することを、国民経済全体を現代大生産の技術の基礎にかえ、ロシアにおいて資本主義を消滅させ、社会主義を建設する唯一の道であると認識していたことである……『ソビエトロシア電気計画』は10年から15年で完成すると予定していたが、10年として計算してみると1932年に完成したことになる」としているように、後進的状況から社会主義化を目指すレーニンの電化政策は、当時の中国にとってもっとも参考にしうるものであった。

(注25) 薄一波の回想によれば、第1次五カ年計画はソ連の助言をもとに修正が加えられ、1953年8月頃に総括がなされた〔薄 1993〕。

(注26) ごく一部を挙げれば、第10期「社会主義国家工業化の方針」「ソ連社会主義工業化の資金問題」、第11期「ソ連工業化初期の食料問題」「我々は何故先ず重工業を発展させるのか?」、第12期「農民の負担問題の一種の誤った観点を批判する」「増産節約と国家の社会

主義工業化の実現」「ソ連社会主義工業化の速度」「ソ連人民は工業化初期において、どのように資金を蓄積し節約を実行したか」等がある。1954年に入ると過渡期の総路線の正式な採択に伴い、社会主義改造に関する記事以外はほぼ見られなくなる。

(注27) 第11期「問題回答」欄では、「ソ連の新経済政策は国家工業化と農業集団化政策を包括するののか?」「工業化の速度は投資の多寡で決定するのか?」「工業建設において、高速度の発展とゆっくりとした前進は矛盾するのか?」「どうして我が国が実行する工業化は社会主義工業化であって、新民主主義工業化のスローガンを唱えないのか?」等の問題を論じられるようになった。1954年第1期「ソ連の第1次五カ年計画の基本任務」で初めて第1次五カ年計画が論じられた。前期では国家工業化についてほとんど論じられていないことに比せば、ここに路線転換を見出すことが出来る。

(注28) 憲法起草委員会のメンバーは以下の通り。(主席)毛沢東、(委員)朱徳、宋慶齡、李濟深、李維漢、何香凝、沈鈞儒、沈雁冰、周恩来、林伯渠、林楓、胡喬木、高崗、烏蘭夫、馬叙倫、陳雲、陳叔通、陳嘉庚、陳伯達、郭沫若、習仲勛、黄炎培、彭徳懐、程潜、董必武、劉少奇、鄧小平、鄧子恢、賽福鼎、艾則孜、薄一波、饒漱石、張瀾〔『人民日報』1953〕。

(注29) 「憲法起草委員会第七次会議討論通過憲法草案記録」〔『党的文献』1997〕。

(注30) この毛沢東の電報に劉少奇は翌日返電し、彼と他の幹部が計画に賛同することを伝えている〔劉 1954a〕。工作計画の策定が毛沢東や起草小組に限られていることを示している。

(注31) 起草工作与同時期、中共では高崗・饒漱石事件が起こっていた。この事件については、徳田(1977)、磯部(1977)の研究に詳しい。一般に、大行政区で大きな権力をもっていた高崗・饒漱石と、中央集権化を図る党中央との軋轢から説明される。1954年2月の7期4中全会は、過渡期の総路線の正式な採択とこの事件の処理が行われた重要な会議であったが、毛沢東は12月24日の決定により憲法起草工作に専念し出席していない。

(注32) 政治協商会議による全人代の職権の代行な

ど、主に全人代に関わる規定を指す。

### 文献リスト

#### <日本語文献>

- 天兒慧 1994. 『『新民主主義共和国』の展望と挫折』宇野重明・天兒慧編『20世紀の中国』東京大学出版会 152-166.
- 磯部靖 1977. 「中国における高崗・饒漱石事件と大行政区の廃止」『アジア研究』43 (2) 71-99.
- 奥村哲 1999. 『中国の現代史——戦争と社会主義』青木書店.
- 外務省アジア局第二課 1954a. 『中華人民共和国憲法の分析』外務省アジア局第二課.
- 1954b. 『中華人民共和国憲法草案の分析』外務省アジア局第二課.
- 木村英亮 1991. 『ソ連の歴史』山川出版社.
- 胡錦光・韓大元 1996. 『中国憲法の理論と実際』(西原春夫・高銘暄総監修) 成文堂.
- 座間絃一 1975. 『『国民経済復興期』の性格について——『共同綱領』と『過渡期の総路線』の検討——』『東亜経済研究』45 (2) 24-43.
- 1978. 「社会主義への移行と『三反』・『五反』運動」『講座中国現代史』第7巻, 東京大学出版会 165-198.
- 田中祥之 1978. 「建国初期の経済政策——中国革命の成長転化の問題によせて——」『講座中国現代史』第7巻, 東京大学出版会 137-163.
- 中国共産党中央委員会毛沢東選集出版委員会編 1972. 『毛沢東選集第4巻』外文出版社.
- 董成美 1984. 『中国憲法概論』(西村幸次郎監訳) 成文堂.
- 通山昭治 1986-1987. 「『四九年(以後)実質プロ独』説の形成と『展開』——現代中国憲法史の根本問題——(1-3)」『東京都立大学法学会雑誌』27 (1) : 299-343, 27 (2) : 81-124, 28 (2) 245-291.
- 徳田教之 1977. 「高崗・饒漱石事件の政治力学」徳田教之編『毛沢東主義の政治力学』慶応通信 131-171.
- 中野実 1989. 『革命』東京大学出版会.
- 西村幸次郎 1989. 『中国憲法の基本問題』成文堂.

- 福島正夫 1965. 『中国の法と政治』日本評論社.
- 毛里和子 1994a. 「冷戦と中国」山極晃編『東アジアと冷戦』三嶺書房 85-109.
- 1994b. 「中国の社会主義選択と国際環境」山極晃編『東アジアと冷戦』三嶺書房 259-283.
- 和田春樹編 2002 『ロシア史』山川出版社.

#### <中国語文献>

- 薄一波 1993. 『若干重大決策と事件的回顧』中共中央党校出版社.
- 陳叔通 1953. 「全国委員会常務委員会関与会務的報告」『新華月報』第3号 18-20.
- 『党的文献』1997. 「關於制定中華人民共和国第一部憲法的文献選載」第1期.
- 鄧拓 1953. 「『向蘇聯學習是我們的行動綱領』『學習』第4期(4月) 14-17.
- 韓大元編 2000. 『新中国憲法發展史』河北人民出版社.
- 胡喬木 1989. 「我所知道的田家英」董辺ほか編『毛沢東和他的秘書田家英』中央文献出版社 121-124.
- 黄敬梧 1953. 「學習理論, 提高報紙的思想性」『學習』第9期(9月).
- 金冲及編 1998. 『劉少奇伝』中央文献出版社.
- 李濟深 1953. 「李濟深副主席的發言」『新華月報』第3号 25.
- 李維漢 1986. 『回顧与研究(下)』中共党史出版社.
- 劉少奇 1952. 「関与中国怎樣從現在逐步過渡到社会主义去の問題」[中共中央文献研究室 1992所収, 367-371].
- 1954a. 「關於憲法起草工作及討論的計畫復毛沢東電」[『党的文献』1997所収].
- 1954b. 「関与中華人民共和国憲法草案的報告」[全国人大常委会办公厅連絡局 1990所収, 145-185].
- 馬齊彬・陳文斌主編 1989. 『中国共産党執政四十年 1949~1989』中共中央党史資料出版社.
- 毛沢東 1952. 「対黄炎培一篇講話稿の復信, 批語和修改」[中共中央文献研究室 1989所収, 533-537].
- 1953a. 「關於全国人民代表大会的幾点說明」[中共中央文献研究室 1999所収, 257-262].
- 1953b. 「關於過渡時期総路線宣伝提綱的批語和

- 修改」[中共中央文献研究室 1990所収, 403-409].
- 1954a.「關於憲法起草小組的工作計畫給劉少奇并中央的電報」[中共中央文献研究室 1990所収, 437-438].
- 1954b.「關於憲法初稿的討論和修改給劉少奇等的電報和信」[中共中央文献研究室 1990所収, 447-448].
- 1954c.「關於憲法草案初稿修改狀況給劉少奇的信」[中共中央文献研究室 1990所収, 449-450].
- 1954d.「在憲法起草委員會第一次會議上的插話(節錄)」[『党的文獻』1997所収].
- 1954e.「關於印發憲法草案修正稿給劉少奇等的信」[中共中央文献研究室 1990所収, 499].
- 1954f.「憲法草案公布時的講話」[中国研究資料中心所収, 1-2].
- 全國人大常委會办公厅連絡局編 1990.『中華人民共和國憲法及有關資料彙編』中国民主法制出版社.
- 『人民日報』1953.「中央人民政府委員會第二十次會議討論閱与召開全國人民代表大會問題」1月15日.
- 1954a.「中華人民共和國憲法起草委員會舉行第一次會議, 毛澤東主席代表中國共產黨提出中華人民共和國憲法草案初稿: 會議決定在最近兩個月內完成對憲法草案初稿的討論和修正」3月24日.
- 1954b.「中央人民政府委員會舉行第三十次會議通過並公布中華人民共和國憲法草案」6月15日.
- 沙英 1953.「學習列寧斯大林關於新經濟政策的理論」『人民日報』8月25日.
- 師哲 1991.『在歷史巨人身邊——師哲回憶錄』中央文獻出版社.
- 往夫 1953.「蘇聯社會主義工業化的資金問題」『學習』第10期(10月)20-24.
- 『新華月報』1953.「中國共產黨中央委員會 閱与一九五三年一九五四年幹部理論教育的指示」第5号(5月)200-201.
- 許崇德 2003.『中華人民共和國憲法史』福建人民出版社.
- 『學習』1950.「『學習』雜誌一年來的編輯工作」第2卷第12期(12月)3-4.
- 1953.「新經濟政策從何時開始? 到何時結束?」第7期(7月)18-19.
- 章伯鈞 1953.「章伯鈞委員的發言」『新華月報』第3号26-27.
- 中共中央文獻研究室編 1989.『建國以來毛澤東文稿 第3冊』中央文獻出版社.
- 1990.『建國以來毛澤東文稿 第4冊』中央文獻出版社.
- 1992.『建國以來重要文獻選編 第3冊』中央文獻出版社.
- 1996.『劉少奇年譜 下卷』中央文獻出版社.
- 1997.『周恩來年譜 1949-1976 上卷』中央文獻出版社.
- 1999.『毛澤東文集 第6卷』人民出版社.
- 2000.『陳雲年譜 中卷』中央文獻出版社.
- 中国研究資料中心.『毛澤東思想萬歲(1967年9月版)』(毛著未刊行,『毛澤東思想萬歲』別集及其他9).
- 周恩來 1952.「人民政協全國委員會常務會就中國共產黨閱与一九五三年召開全國人民代表大會的提議交換意見」『新華月報』第1号3-4.
- 1953a.「人民政協第一期全國委員會 第四次會議政治報告」『新華月報』第3号14-18.
- 1953b.「全國人民代表大會應有自己的法律——憲法」[『党的文獻』1997所収].
- <英語文獻>
- Cold War International History Project, “Conversation between Stalin and Zhou Enlai, 19 September 1952” (bulletin 6-7—cold war Asia, 2003年6月アクセス, <http://cwhip.si.edu/>).
- (上智大學大学院文學研究科博士課程, 2003年6月10日受付, 2004年4月27日レフェリーの審査を経て掲載決定)